

中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

2019年11月11日開催の当行取締役会において、第117期(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)の中間配当について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当行定款第35条の規定に基づき、2019年9月30日を基準日として、次のとおり中間配当を行う。

1. 中間配当金 1株につき 40円

(うち普通配当 35円)

(うち創業140周年記念配当 5円)

2. 効力発生日ならびに支払開始日 2019年12月10日

(以 上)

